

# 經濟論叢

第九十八卷 第一號

---

- カール・コルシュの實踐の弁証法 ……………平 井 俊 彦 1
- 金輸出禁止繼續の論理 (1917—1919) (1) ……小 野 一 一 郎 15
- ドイツ革命と社会化論争 ……………阪 上 孝 30
- ポーランド社会主義運動とその思想 ……………竹 本 信 弘 47
- 

昭和四十一年七月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# ドイツ革命と社会化論争

— ドイツ社会民主党と社会化の挫折 (1) —

阪 上 孝

## I ドイツ革命と「社会化」の意義

ドイツにおいて、社会化 (Sozialisierung) という言葉が一般的に使用されるようになったのは、第1次世界大戦が終り、18年革命が勃発してからのことであった<sup>1)</sup>。この時期までは、社会化に Vergesellschaftung という用語があてられていた。その意味するところは、「社会的になる (gesellschaftlich werden)」ということであって、それは資本主義発展の必然的で客観的な変化の過程および結果にほかならなかった。「資本論」には、「生産手段の集中と労働の社会化 (die Vergesellschaftung der Arbeit) とは、その資本主義的外被と調和しえなくなる点に達する<sup>2)</sup>」と述べられてあり、まさしくこういう意味で、社会化が語られていたのである。この意味で語られる社会化は、しかし、わたしが問題にする資本主義から社会主義への過渡期における不可欠の手段としての社会化とは、直接には、関係しない。

第1次世界大戦の終了、旧支配権力の崩壊によって、資本主義から社会主義への過渡期が到来した。この時期に、社会化はこれまでとはまったく異なった意味をもって登場した。すなわち、〈社会的になる〉という意味ではなくて、〈社会主義化する〉という意味をこめて、社会化が要求されたのである。それは、生産関係を変革し、社会革命を推進することによって、「プロレタリアー

1) F. Weil, *Sozialisierung*, 1921, S. 17. ヴァイルによれば、社会化という言葉の大流行の端緒になったのは、1918年11月17日付の、「フォアヴェルツ (Vorwärts)」に掲載されたヴィルブランド (R. Wilbrandt) の論文「所有問題にたいするもっとも摩擦のすくない、もっとも成果のある諸原則」であったといわれている。この論文に編集部が「社会化」という標題をつけたのである。

2) K. Marx, *Das Kapital*, 邦訳、長谷部文雄訳、1159ページ。

トを支配階級の地位にまで高める』<sup>3)</sup> ための要求にほかならなかった。けれども、社会民主党はこういう意味での社会化に熱意をもたず、もっぱらその要求を抑圧することに力を注いだから、社会化は、のちに述べるような概念変化をとげて、資本の主導権のもとでのシンジケート化に変質していったのである。

とはいえ、ドイツ革命のなかで、社会化要求のしめる地位は決して過小に評価されてはならない。従来のドイツ革命史の叙述において、革命の挫折についての支配的見解には、つぎの2つがあった。1つは、革命後の権力を労働者兵士評議会 (Arbeiter- und Soldatenräte) が掌握するか、それとも普通選挙にもとづく国民議会がその任にあたるか、そのいずれの道を選ぶかが、決定的な事柄であって、この選択にあたって、国民大衆の大多数が後者の道を選んだことによってドイツ革命の方向は決定されたとする見解がある。2つは、ローザ・ルクセンブルクとカール・リープクネヒトが虐殺された1919年1月をもって、革命情勢は終った、とする見解である。

この後者は、大衆運動において指導者の果す役割をあまりに重視し、大衆運動そのもののもつ歴史的意味を充分には明らかにしていないという点で不充分だと考えられる。それにたいして、前者の見解は革命権力のあり方が革命の進行に対して決定的な意義を持っていることを重視する点では正当であり、その意義は充分に認められなければならない。けれども、社会主義革命をおこなって、しかもなお政治権力のあり方だけが問題とされている段階においては、社会変革は具体的なものになったとはいえない。生産関係を変革し、賃労働・資本関係を廃棄する段階まで突き進んで、はじめてその社会変革は完成されるのである。また、この資本関係の廃棄という事態を通過することによって、政治権力のあり方にかんする問題はふたたび提起され、いっそう具体的に展開されうるであろう<sup>4)</sup>。とくにドイツ革命は、社会主義的要求の結果として発生し

3) K. Marx, F. Engels, *Das Kommunistische Manifest*, 7. Ausg., 1906, S. 37.

4) A. ローゼンベルクは、この点についてつぎのように述べている。「企業にあって、計画ないし共同経済という考えを代表する所与の機関は、評議会であった。ある工業部門の共同経済的規制は、その企業の評議会の協力によってもっともよく保障することができた。社会化が、単なる

たのではなくて、むしろ社会主義の要求が革命の結果として生まれたのであるから<sup>5)</sup>、こうした、政治権力のあり方と社会変革との関連の問題が重要視されねばならなかったはずである。

ところで、こういう政治と経済との結合が追求され、また部分的にはあるが実現されたのは、社会化をめぐる闘争においてであった。労働者階級の社会化要求は、つねに評議会制度の承認の要求とならんで提出された<sup>6)</sup>、19年2月下旬から3月にかけての中部ドイツの闘争、ベルリン労働者のストライキにおいては、社会化を実現するためには評議会制度が不可欠であることが、再三にわたって強調されているのである<sup>7)</sup>。

こうした点で、社会化は、革命ではなくて崩壊だといわれるドイツ革命を真実の社会変革たらしめる可能性を宿していた、と考えることができる。だから、社会化要求の内容とその歴史的意味をさぐることこそ、ドイツ革命の全体像を明らかにする前提であるといってよい。なぜなら、社会化がどのように実現されるかが、ドイツ革命の行方を決定づけたからであり<sup>8)</sup>、同時に、社会化要求がシンジケート化に変質してゆく過程において、ドイツ社会民主党の内包していた諸問題が尖鋭に映しだされているからである。

ドイツ革命の過程で社会化のたどった歴史的推移を基軸として、ドイツ革命における社会変革の挫折の原因を社会民主党の思想とのかかわりのなかで明らかにすること、これが本論文の課題である<sup>9)</sup>。

官僚主義的国有化より以上のものであろうとすれば、評議会をなしで済ますことはできなかった。  
A. Rosenberg, *Geschichte der Weimarer Republik*, 1961, S. 19.

5) 「社会主義の要求が11月革命の原因ではなくて結果であったことは、注目すべきことである。」  
A. Rosenberg, *ibid.*, S. 19.

6) *Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, 1958, Reihe II, Bd 3 を参照。

7) Streikforderungen der Versammlung der Arbeiter- und Soldatenräte Groß Berlins von 3 März 1919, *ibid.*, SS. 289-290.

8) A. Rosenberg, *op. cit.*, S. 35.

9) ここで、わが国における「社会化」の研究について触れておきたい。「社会化」の研究はドイツ革命の研究の一環としてよりも、敗戦日本の経済政策を明らかにするための一助として行われた。たとえば、有沢広己「インフレーションと社会化」昭和23年；と、美濃部亮吉「敗戦ドイツの復興過程」が、それである。この両者においては、第1次大戦後のドイツと第2次大戦後の日本

## II 社会化の類型とその歴史的推移

社会化の要求は、18年革命が勃発してしばらくのちに、エッセンの鉱山労働者の「炭鉱の即時の社会化」要求を端緒として、全労働者のあいだに急速に広まった。労働者階級の要求した社会化は、敗戦後極端な危機に見舞われていた生産を、労働者の主導権のもとで復活することを意味していた<sup>10)</sup>。そのためには、生産手段を、生産を阻害している資本家の手から没収し、社会的所有のもとにおくことが不可欠であると考えられた。18年11月10日に、ベルリン労兵評議会は、つぎのように述べている。「資本主義的生産の迅速で首尾一貫した社会化は、ドイツの社会構造と経済的・政治的諸組織の成熟度から見れば、大した動揺なしに貫徹しうる。それは、血まみれの断片から新しい経済制度を作りだすために、また国民大衆の経済的奴隷化と文明の衰退を防止するために、ぜひとも必要である」<sup>11)</sup>と。このばあい、資本主義的生産の社会化といわれるものは、土地、鉱山、原料、銀行、運輸手段などの資本主義的所有を廃止し、プロレタリアートを中核とする勤労者の所有に移すことであった。その形態は国有化であり<sup>12)</sup>、これこそが「社会主義共和国」の基礎であると考えられた。労働者階級にとっては、ドイツ革命の任務は、「社会の社会化 (die Sozialis-

とが類比的に語られてあり、日本の経済復興をなしとげるための政策は何かという問題関心が強くうたがわれている。「……日本の戦後経済の再建とインフレーションの解決とは社会化を基礎として図る」べきであるという見解(有沢広己、前掲書、2ページ)が、それである。それゆえ、「社会化」は社会主義的変革のための方策としてよりは経済再建のための政策として理解され、第1次社会化委員会多数派の社会化案が高く評価されることになるのである。

それについて、「社会化」をドイツ革命の全体的な経過のなかで位置づけたのは、篠原一「ドイツ革命史序説」昭和31年、である。同書は、社会化と軍隊改革をめぐる問題の分析を通じて、ドイツ革命の全体像を明らかにしようとしたものである。ここでは、労働者階級の社会化要求が、「革命における真の建設的象徴」と評価され、1919年1月以後の労働者階級のエネルギーが高く評価されている。この点では、わたしは、篠原氏と同じ立場に立っており、氏の著書に負う所が大きい。

10) *Dokumente....., Reihe II, Bd. 2, S. 386.*

11) *Aufruf der Vollversammlung der Arbeiter- und Soldatenräte Berlins vom November 1918, ibid., SS. 348-349.*

12) 労働者階級は、生産手段を社会主義共和国の手に移すことを社会化と考えていた。そして独立社会民主党も、18年11月16日付の「フライハイ特 (*Freiheit*)」において、つぎのように述べている。「社会主義共和国政府は、重要な産業を手中に納め、それらが国有財産であることを宣言せねばならない。」R. Müller, *Vom Kaiserreich zur Republik*, 1925, S. 104.

ierung der Gesellschaft)』<sup>13)</sup>、すなわち、生産手段を少数者の手から奪い、社会全体の所有へと移すことである、と考えられたのである。

つまり、労働者階級の要求した社会化は、生産手段を社会的所有に移し、そのことによって、生産関係を変革することを志向していた、ということができよう。

それにたいして、敗戦によってうちのめされていた資本家階級は、社会化の要求に積極的な反対をおこなうだけの力量をもたず、労働者階級に部分的譲歩を与えながら、自己の延命をはかろうとした<sup>14)</sup>。ヒルファーディングは、資本家階級のこうした動向について、19年6月の労働組合大会で、つぎのように述べている。「革命後の最初の3ヶ月間に、労働者階級は、社会化にかんじてもっとも好都合な地位を得ていた。なぜなら、資本家陣営も、かれらの時代が終わったことを考慮せざるをえなかったからである。たとえば、鉱業資本家の最後の時が来たというのが、一般的な見解であった。」<sup>15)</sup> 資本家階級が恐れたのは、社会化が暴力的な取奪によっておこなわれること、そしてその取奪が全経済部門に拡大されることであった。それゆえ、かれらのはかかる社会化がおこなわれないように社会民主党政府に働きかけたのであり<sup>16)</sup>、社会化が徐々に、平和的に、しかもそれに適した経済部門においてのみおこなわれることを要求したのである。たとえ積極的抵抗はおこなわれなかったにせよ、資本家階級は、ほんらい社会化には反対であって、かれらの要求した社会化は労働者階級の主張し

13) Beschluß der Bezirkskonferenz der Arbeiter- und Soldatenräte Bezirk Niederrhein von 20 November 1918. *Dokumente.....*, Reihe II, Bd 2, S. 509.

14) 「大工業家は、来たるべき社会化、その経営の全面的もしくは部分的な没収におびえていた。かれらは、所有権さえ維持できるなら、どんなことでもいとわなかった。」A. Rosenberg, *op. cit.*, S. 8.

資本家階級は、18年革命に先立って、社会化の嵐が吹くことを見こして、労働組合の幹部と和解することを考えた。そしてかれらと共同して、労働共同体 (Arbeitsverband) を創設し、これを工場で生起する諸問題の解決機関とすることで、労働者の社会化要求を慰撫しようとしたのであった。

15) R. Müller, *op. cit.*, S. 105.

16) 18年革命は、政権を社会民主党にもたらしはしたが、官庁は依然として旧来の官僚に委ねられたままであった。そこで資本家階級は、経済政策を立案する経済省に働きかけて、政府に社会化を思いとどませようとしたのであった。

た社会化とは、根本的に異なったものであった。資本家階級の考えた社会化とは何であったかといえば、それは社会政策と同じものであり<sup>17)</sup>、労働条件の改善、労働者の経営への参加の承認、部分的な計画経済の導入などによって、生産力の増大をはかること以外の何者でもなかったのである。すなわち、労働者階級の要求した社会化が、生産関係の変革を志向したものであったのたいして、資本家階級がそれに対置した社会化の内容は、資本主義的生産関係の枠内で、部分的に労働者階級に譲歩を与えることによって、生産力をいっそう増進しようとするものであった。

2つの階級の社会化論にたいして、社会民主党政府は、どのような態度をとったのであろうか。社会民主党政府は、「現在は社会化に適した時期ではない」<sup>18)</sup>として、「狂暴な社会化 (Wilde Sozialisierung)」や労働者の暴力的強制にたいしては、決して譲歩しないことを声明した<sup>19)</sup>。しかし、資本家階級は社会化闘争にたいしてほとんど無抵抗であったから、労働者階級の社会化闘争は急速に進展することになった。社会民主党政府は、それにおされて、18年11月21日に、社会化委員会 (Sozialisierungskommission)<sup>20)</sup> を任命し、社会化の具体案を検討させざるをえなくなった。社会化委員会は、炭鉱社会化にかんする報告を19年2月におこなったが、この報告において語られたことは、炭鉱を社会的所有に移すこと、それを社会的管理のもとにおくこと、そしてそのために独立の経済組織を設立することであった。しかし、ここでいう〈生産手段の社会的所有〉は被搾取階級が搾取階級を収奪し、生産手段を自己の権力機関に帰属

17) 社会政策の実施をもって社会化と考えたのは、資本家階級だけではなかった。社会民主党のいわゆる修正主義者も同様の見解をもっており、ベルンシュタインは、立派な工場法には、数百の企業を国有化することよりも多くの社会主義が含まれている、と述べている。E. Pralow, *Die Prinzipienfrage beim Sozialisierungsproblem*, 1925, S. 30.

18) H. Ströbel, *Die Sozialisierung, ihre Wege und Voraussetzungen*, 1922, S. 128.

19) *Illustrierte Geschichte der Deutschen Revolution*, 1929, SS. 326-329. 政府がとくにおそれ、憎悪したのは、社会化のためのストライキとそれを指導するスパルタクス・ブントであった。社会化闘争が激化するにつれて、「ストライキを宣伝するものに社意せよ!」「スパルタクス・ブントを追放せよ!」などの宣伝が目立つようになった。

20) 社会化委員会の委員はつぎの11名であった。K. Ballod, H. Cunow, R. Hilferding, E. Lederer, J. Schumpeter, P. Umbreit, R. Wilbrandt, E. Franke, T. Vogelstein, K. Kautsky, O. Hue.

せしめることを意味するのではなくて、のちに述べるように、労働者、経営者、消費者が対等の地位で討議し、決定することを内容とした〈社会全体による所有〉のことであった。それゆえ、社会化ということで、労働者階級が生産関係の変革を要求し、資本家階級が生産関係の変革ぬきの生産力増進を企てたのにたいして、社会化委員会は、生産関係を〈社会全体の利益〉の名のもとで調和させ、資本主義体制のもとで、階級間の宥和ができるかぎり実現するような体制を構想したのであった。

社会化論の以上の3つの類型は、歴史的に見れば、社会化要求のたどった歴史的推移に対応して提出されたと考えることができる。

最初に、労働者階級が、生産関係の変革を根本的な内容とする社会化要求をもって登場した。そのさい、社会化実現の原則とされたのは、社会化は官庁の発令する一片の命令や布告によって実現されるものではなくて、労働者階級の不断の活動によってのみ完成されるということ<sup>21)</sup>、であった。エッセンの鉱山労働者は、社会化を遂行するために、社会民主党、独立社会民主党、およびドイツ共産党(スバルタクス・ブント)から各3名の代表者を出す、9人委員会(Neunerkommission) というものを創設し<sup>22)</sup>、独力で社会化にとり組んだ。9人委員会は、19年1月10日に、つぎの声明を発した。「鉱山の社会化は鉱山労働者にとっても、全ドイツの労働者階級にとっても決定的な事柄である。」<sup>23)</sup> エッセンの鉱山労働者は、鉱山の社会化を実現するために、ストライキをもって立ち上がった。9人委員会の社会民主党出身の委員は、ストライキの中止を

21) *Dokumente.....*, Reihe II, Bd. 2, S. 699.

22) 9人委員会は、社会化について明瞭な考えをもっていなかった。つぎに引用した告示の後半においても、社会化を実現するためには、経営指導者から鉱夫にいたるまでの共同作業が必要であることが強調されているし、19年1月15日には、社会化を可能ならしめるために、ストライキを中止せよとのよびかけをおこなった。この委員会の顧問であったマルヒレフスキー (J. Marchlewski または、J. Karski) は、社会化が炭鉱資本との闘争の勝利によって可能になることを強調し、委員会をこの方向へ導こうとしたが、成功しなかった。社会民主党出身の委員は、社会化実現のための直接的行動を拒みつづけた。19年3月末には、かれらは委員の席を退き、9人委員会にかわって、独立社会民主党5名、ドイツ共産党(スバルタクス・ブント) 4名からなる中央鉱山評議会 (Zentralzechenrat) が、その任務を受け継いだ。

23) *Aufruf an die Arbeiter und Beamten der Bergwerksbetriebe des rheinisch-westfälischen Industriegebiets, Dokumente.....*, Reihe II, Bd 3, S. 56.



勧告し、9人委員会自身も、1月15日には、ストライキ中止のよびかけをおこなった。しかし、ストライキ闘争はいっそう拡大し、尖鋭になった。社会民主党政府は、かかる社会化闘争を承認せず、9人委員会にかえて、労資双方を平等に代表する労働会議所 (Arbeitskammer) を創設し、この労働会議所が、社会化実現のための機関であると称して対抗した。2月に入って、かかる社会化闘争を鎮圧するために、社会民主党政府は、鉱山労働者の社会化闘争を擁護したミッンスター地区兵士評議会を解散し、政府に忠実な軍団を派遣したが、それを契機としてゼネラル・ストライキが闘かわれ、鉱山の社会化が実現されるまでは、ストライキを継続することが、エッセン労兵評議会で確認された。しかし、指導者の欠如と労働者階級の疲弊のために、労働者階級は敗北し、政府案を受け入れることで、社会化闘争は終熄することになった<sup>24)</sup>。さらに、2月下旬からは中部ドイツにおける社会化を要求するストライキ、3月に入って、ベルリン労働者のゼネストが続いたが、いずれも最終的な勝利を獲得するにはいたらなかった。

労働者階級のかかる社会化闘争と並行して社会化闘争に「鎮静的作用を及ぼす」<sup>25)</sup> ために政府によって任命された〈社会化委員会〉が社会化の具体案を検討し続けていた。社会化委員会は、社会化すべき経済部門、方法、程度などの審議をおこなったが、そうした活動は、労働者階級の闘争とはほとんど無関係におこなわれた。そこでは、「社会主義の原則にのっとった社会化」<sup>26)</sup> が唱えられながらも、社会主義は階級関係の止揚という観点からよりは、むしろ経済効果の観点から考えられており<sup>27)</sup>、したがって、〈生産手段の社会的所有〉も、生産関係の変革よりは、生産手段のより有効な利用のために考慮されようとしていたのである。

ベルリン労働者の3月闘争は、社会化実現のための法律の公布を政府に強制

24) *Illustrierte Geschichte*....., S. 326.

25) R. Müller, *op. cit.*, S. 106.

26) *Vorläufiger Bericht der Sozialisierungskommission*, 1919, S. 8.

27) 「暫定報告」はつぎのように述べている。「戦争のために貧困になった社会は、競争による余計な費用……を避けねばならない。」*Ibid.*, S. 8.

した。「石炭経済の規制にかんする法律」および「社会化にかんする法律」がそれであるが、前者とその「施行細則」においては、もはや〈生産手段の社会的所有〉ではなくて、〈生産手段の共同経済的管理と運営〉が主要内容となった。この法律では、資本を集中し、石炭の販売を中央機関に一本化して、石炭経済を計画化すること、また、そのために必要な経済組織は何かということが問題とされ、生産関係の変革という観点は、まったく消え去ることになった。このようにして、社会化は、歴史的推移とともに、生産関係の変革という視点が稀薄になり、ついにはのちに述べるように、炭鉱独占資本によるシンジケート化に帰することになったのである。

社会化の内容を考察するさいに、基準となるのはつぎの点である。第1に、生産手段の社会的所有への移行、第2に、生産手段の社会的管理、第3に、計画的かつ合理的な生産と分配、である<sup>28)</sup>。これらの内容は、相互に有機的に関連しあっており、社会化はこの3点を統一する概念にほかならないのであるが、そのうちでとくに中心的な位置をしめているのは、〈生産手段の社会的所有への移行〉である。〈生産手段の社会的所有〉とは、プロレタリアートが生産手段を自己の権力機関に帰属せしめ、そのことによって、自己を「支配階級の地位にまで高め」、最終的に階級対立を止揚することであった。18年革命の途上において、労働者階級の要求した社会化は、このことを実現するための政策にほかならなかった。そしてこのばあいには、〈社会的所有〉というさいの〈社会的〉の内容は、社会を構成する階級一般のことではなくて、被搾取階級、とく

28) A. アモンは社会化の内容をつぎのように規定している。「1 生産手段を私的な処分権から奪取すること、あるいは生産手段の私的所有を廃止すること、2 社会的機関および社会的利益による生産手段の管理、3 生産物の正義の観念にもとづいた分配」。A. Amonn, *Die Hauptprobleme der Sozialisierung*, 1920, S. 6. また、E. ブラロウも社会化の規定をつぎのおこなった。「1 生産手段の共同所有、2 共同所有のもとにおかれた生産手段の共同管理、3 合理的計画経済の形式をとった必要充足経済 (Bedarfsdeckungswirtschaft)、4 生産物の共同経済的観念にもとづいた分配」。E. Pralow, *op. cit.*, S. 13.

なお、「社会政策学会」も1919年の大会において、「社会化」の討論が、レーデラー教授とフォーゲルシュタイン博士の報告をもとにおこなわれた。「社会政策学会」においては、社会化をおこなうべきであるとする見解が大勢をしめ、その方法が討論の中心となった。*Verhandlung des Vereins für Sozialpolitik in Regensburg 1917, 1920*, SS. 99-260.

にその先頭に立つ労働者階級をさしていた。それにたいして、社会化の方法が討議され、社会化論争が進展するにつれて、〈社会的〉といわれるものの意味することは、抽象的で無規定的なものと化していった。それは、階級関係をぬきにして、社会化を語る点で無規定的であった。なぜなら、ドイツ革命を真実の社会変革として完成しようとする労働者階級と、革命の進展をおしとめようとする資本家階級とが存在し、両者のあいだの階級対立が尖鋭なものになっているにもかかわらず、いわゆる社会全体の利益や協同が強調されているからである。換言すれば、生産関係の変革がまさに問題になっているときに、生産関係には部分的に手を触れることで満足し、むしろ階級間の宥和をはかることに重点がおかれていたからである。その結果、〈社会的所有〉よりは、〈社会的管理〉に関心が移ってしまい、そのための組織は何であるかが、論争の中心となったのである。

さらに事態が進展し、19年3月に公布された法律においては、〈生産手段の社会的所有〉は、もはや問題ともされず、炭鉱資本の組織である中央シンジケートによる石炭生産と分配の計画的規制が決定されただけであった。

大戦前には、資本主義発展の客観的で必然的な過程および結果という意味しかもたなかった社会化は、18年革命の過程で、主体的実践的な意味をもつものとしてとらえなおされた。しかし、社会主義を資本主義の直接の延長上に見た社会民主党は、この変革過程において主体が果すべき役割を理解しえず、社会化を〈社会主義化する〉という意味ではなくて、〈社会的になる〉という意味でしか理解しなかったから、社会化は体制変革の意味を失なうことになった。このことを、社会化委員会の活動について考察することにしよう。

### Ⅲ 社会化委員会

社会化委員会は、1918年11月21日に発足した。12月11日には「実施計画」、翌年2月には「炭鉱社会化にかんする暫定報告」を提出した。この両者をもとにして、社会化委員会が、何を社会化と考えたか、またそのなかに含まれる問題

は何であるかを、検討することにしよう。

「実施計画」は述べている。社会化委員会の任務は、「生産手段の共同体執行権への移行を実現するのに適した処置を準備する」<sup>29)</sup> ことである。しかし、生産手段の社会化は、「長期の継続的かつ組織的な建設を通じてのみ、行なわれうる」<sup>30)</sup> ことであって、こういう長期にわたる経済的再編成の第1の前提は、「生産の復活」<sup>31)</sup> である。とくに敗戦ドイツの困難な条件のもとでは、生産の復活は至上の任務である。それゆえ、社会化に適しない経済部門においては、資本主義的生産であっても、直ちに生産が再開されなければならない<sup>32)</sup>。いかなる経済部門が社会化されるべきかという問題は、各部門の経済的条件によるのであるが、「資本主義的=独占的支配関係が形成されている国民経済の領域」<sup>33)</sup> が、まず第1にとりあげられる。さらに、社会化の程度と形式とは、個々の経済部門で異なってくるが、そのさい原則とされるべきことは、生産手段を共同社会の執行権に帰属させるという観点である。

社会化委員会はこの実施計画にもとづいて、社会化の立案をおこなった。この活動をまとめたものが「炭鉱社会化にかんする暫定報告」である。社会化の程度と方法にかんして、社会化委員会は多数派と少数派に分裂した<sup>34)</sup>。以下、多数派の見解にしたがって、「暫定報告」の内容を考察することにしよう。多数派は、ドイツの現状をつぎのように考えた。すなわち、現在、われわれは重

29) Arbeitsplan der Sozialisierungskommission, von K. Bücher, *Sozialisierung*, Anhang, 1919, S. 86.

30) *Ibid.*, S. 86. ところで、社会化は徐々にのみ実現されうるという考えは、非常に一般的なものであった。「最近、社会化問題について研究した社会主義者は、すべて、社会化が徐々にのみおこなわれうるという点で一致している。」K. Kautsky, *Die proletarische Revolution und ihre Programm*, 1922, S. 182.

31) Arbeitsplan der Sozialisierungskommission, *op. cit.*, S. 86.

32) 「生産の復活」が最高度に要求され、したがって当面は社会化されるべきでないと考えられた経済部門は、輸出産業であり、信用制度を安定させるために、金融部門も社会化の対象から除かれた。*Ibid.*, S. 86.

33) *Ibid.*, S. 86.

34) 多数派に属していたのは、K. Ballod, H. Cunow, R. Hilferding, E. Lederer, J. Schumpeter, P. Umbreit, R. Wilbrandt であり、少数派に属していたのは、E. Franke, T. Vogelstein であった。K. Kautsky と O. Hue は、ベルリンを離れていたため、報告の起草に加わらなかった。

大な危機に直面している。この危機を克服し、ドイツ経済を再建する道は、何に求められるべきであるか。自由競争への復帰ではもちろんない。また、国家資本主義や国家カルテルの形成をとった資本の全面的組織化でもない。「現在の困難な状況を考慮したうえで、社会主義の原則によって決定される社会化」<sup>35)</sup>こそが、唯一の道である。その理由は、つぎのように考えられる。戦争のために窮乏化した社会は、資本主義的生産のもたらす無駄な損失を避けねばならない。しかも、資本家は、戦時経済のなかで獲得した諸々の経済組織や独占的価格政策を犠牲にしようとは思っていないし、労働者もまた、個別資本家のもとので、かれらのために労働しようとは思っていない。だから、自由主義への復帰は、可能ではないし、ましてやとるべき道ではない。また国家資本主義の道も、現在のドイツの経済的、政治的条件から見て不可能であり、資本主義体制の維持と強化にすぎないという点でも拒否されなければならない。かくして、「社会主義の原則によって決定される社会化」が唯一の道として残されるのである。

社会化にもっとも適した経済部門が、鉱業とくに炭鉱業であるという点では、多数派も少数派も一致した<sup>36)</sup>。炭鉱業においては、独占的支配関係が広汎に存在しており<sup>37)</sup>、しかも、炭鉱資本は国家と分かちがたく結びついている。したがって、さきに述べた選択基準にもとづけば、炭鉱は社会化されるべき経済部門であるということになる。こういう客観的条件だけではなくて、社会化要求が鉱山労働者によって主張されている<sup>38)</sup>という主体的側面からも、炭鉱業が社会化されるべき経済部門にあるとされたのであった。

それでは、炭鉱業をいかなる方法で社会化するのか。まず炭鉱資本を有償で買収すべきか、それとも無償で没収すべきかという点では、有償で買収する方

35) *Vorläufiger Bericht*....., S. 8.

36) *Ibid.*, S. 3.

37) ドイツにおける石炭生産量は、ルール地方に集中していた。(1893年には、全ドイツ石炭生産量の52.4%をしめている。)1893年に成立したライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートは、全ルール地方を包括し、ライン地方の石炭生産の87%を支配していた。さらに、1919年には、95%を支配するにまで至った。武田隆夫「帝國主義論」(上)、昭和40年、313-324ページ。

38) 社会化闘争は、19年1月から3月にかけて、最高潮に達したが、その先頭に立ったのはつねに鉱山労働者であった。その闘争目的は、炭鉱の社会化だけではなくて、社会化の前段階として経営の民主化が要求されていた。*Dokumente*....., Reihe II, Bd 3, SS. 198-201.

法をとることで、委員会は一致した<sup>39)</sup>。「炭鉱業の社会化が、さしあたり孤立した処置にとどまるばあいには、有償の公用徴収のみが問題となりうる。」<sup>40)</sup> つぎに、社会化の形式については、国有化をとらないことでも、委員会は全員の一致を見た。国有化は、2つの点で拒否される。1つは、「他の経済部門において、資本主義経済が広汎に存在しているなかで、炭鉱業を孤立的に国有化することは、社会化とは考えられない。むしろ、1人の雇用者を他の雇用者でおきかえることを意味するにすぎない」<sup>41)</sup> という点である。この点は、社会化を特定の経済部門にかぎって実施されるものと考えるかぎり、当然提起されると予想できる反論であった。2つには、国营企業の非能率性を根拠とする反論である。「……国家の経済活動における官僚的伝統が破壊されないかぎり、国营企業を拡大することは非経済的であり、拒否されねばならない。」<sup>42)</sup> 国有化は、第1次大戦下の国营企業の経験に照らせば、自由な活動の制限や管理につぐ管理をとらない、無責任と非能率をはびこらせ、生産性をいちじるしく阻害すると考えられたのである。

国有化を拒げた委員会多数派の提案した炭鉱社会化の組織は、つぎのようなものであった。「ドイツの炭鉱業は、経営能力のある単一の経済体に変形されねばならない。」<sup>43)</sup> それは、共同経済的組織であって、その経営は、労働者、管理者、公衆によっておこなわれる。この点で、新しい経済体は、官僚的運営にもとづく国营企業とは厳しく区別される。この組織は、ドイツ石炭共同体(Deutsche Köhlengemeinschaft)と呼ばれる。ドイツ石炭共同体は、独立した法的人格であり、全ドイツ炭鉱業の法的・経済的主体である。それは、所有権にかんする一切の業務をおこない、そのことによって、炭鉱業における私的所有権を廃絶する。資本主義的利潤追求ではなくて、公衆全体の利益を追求

39) *Vorläufiger Bericht*....., S. 18. 補償額の決定について基準となるのは、大戦前10年間の平均的純益であり、補償の財源は石炭共同体の社債で確保するとされた。

40) *Ibid.*, S. 18.

41) *Ibid.*, S. 4.

42) *Ibid.*, S. 5.

43) *Ibid.*, S. 9.

することが、石炭共同体の目的である。この目的を達成するために、多数派は2つの原則をおくことを要求している。1つは、共同体の機関が経済的民主主義と全体の利益の増進のために活動できるように、構成されることである。2つは、自由な裁量と活動の余地をできるだけ広くすることである。もし自由な活動が極度に制限されるようなことになれば、「すべての関係者の最良の意志も、経済発展の完全な停滞をほとんど防止することはできない」<sup>44)</sup>からである。

石炭共同体の組織は、具体的にはつぎのように考えられた。全ドイツの石炭経済は、ライヒ石炭審議会 (Reichskohlenrat) のもとにおかれる。この委員会は100名の委員からなり、経営指揮者、労働者、消費者から25名ずつ選出され、残りの25名は国が決定する。この審議会の任務は、石炭採掘の指導、採炭量の決定、経済規模と経営方法、価格、賃金基準および石炭の分配などの決定である。この審議会の執行機関は、審議会から選ばれた5名の委員からなるライヒ石炭理事会 (Reichskohlendirektorium) である。この理事会は、ドイツ石炭共同体の一切の業務をおこなう。さきに述べた理由から、この理事会には予算上の権限も含めて、広汎な自由が与えられなければならない。このようにしてのみ、創意に満ちた経営指導が可能となるであろう。

石炭共同体の組織と任務は以上のとおりであったが、この組織を支える労働関係については、つぎのように考えられた<sup>45)</sup>。なによりもまず、経営における民主主義がおこなわれなければならない。けれども、このことは技術上の指揮権を職員から奪うことを意味するものではない。さらに経営指導者の任免も、労働者によってなされてはならない。なぜなら、「経営指導者を正しく選ぶことには、その工場の従業員の利益だけでなく、それよりももっと高い程度で、社会全体の利益がかかっている」<sup>46)</sup>からである。経営指導者の任免は、生産手段を社会全体の利益のために管理し、運営するという観点にもとづいて、おこなわれねばならない。つまり、民主主義の保障という原則が主として関係

44) *Ibid.*, S. 12.

45) 労使関係および賃金問題については、委員会は全員一致した。*Ibid.*, S. 37.

46) *Ibid.*, S. 37.

するのは、経営における直接的な労使関係の問題であって、それを労働者の希望によって処理するということである。これを保障する機関は、各坑区に設けられる坑区評議会 (Steigerrevierrat) である。坑区評議会は、現行の鉱山警察的規定の実施を監督し、賃金の決定に参加し協同する。この坑区評議会は、集まって1つの炭山評議会 (Zechenrat) を選出する。これは5名の委員によって構成されるが、その内訳は、商業的職員、技術職員各1名、坑夫3名である。その権限は、労働者職員の賞罰に積極的に参加すること、労働者の解雇に同意すること、炭鉱生産物の価格、生活手段の分配などのとりきめに共同決定権をもつこと、労働者職員の苦情を経営指導者と会議して決定することであった。

以上が社会化委員会多数派の提案した社会化案であるが<sup>47)</sup>、その内容の問題点をつぎにさぐることにしよう。

第1に、社会化をおこなう主体、および社会化された経営の主体が、階級的にみて不明確な点である。なるほど、「経済の組織化は、労働者の協同のもとで、下からのみおこなわれうる」<sup>48)</sup>と述べてはいるけれども、他方では、「労働者が生産手段の所有を当然の権利として要求するという危険」<sup>49)</sup>を克服することの重要性を強調している。そしてついには、「全社会の利益」なるものが指導理念とされる。こうした立場に立つかぎり、階級的観点は稀薄になることは、自明であろう。ところで、「全社会の利益」を追求するという立場にもとづ

47) ところで社会化委員会の報告の理論的源泉となったのは、パウアー (O. Bauer) の「社会主義への道」であった。パウアーの社会化論はつぎのようである。社会革命においては、暴力ではなくて、創造的な立法、管理活動こそが、有効な役割を演じる。こうした活動が社会化である。社会化の前提は、平和、勤労者大衆の社会的再建への意欲、強力な国家である。かかる条件のないところでは社会化は問題にならない。こういう条件の整っているばあいにも、社会化は、それに適するまでに成熟した産業、すなわち重工業から徐々に始められねばならない。そして、社会化された産業を管理するのは、国家ではなくて、管理委員会 (Verwaltungsrat) である。この管理委員会は、労働者、消費者および国家の代表者で構成される。また、社会化するのに適するほどには成熟していない産業では、「産業の組織化」がおこなわれるべきである。このようにして、徐々に社会主義化してゆくことこそ、真の社会主義建設である。パウアーは、こう主張するのである。O. Bauer, *Der Weg zum Sozialismus*, 3. Aufl., 1919.

48) *Vorläufiger Bericht*..... S. 8.

49) *Ibid.*, S. 8.



いて、「石炭審議会」の委員も、経営指導者、労働者、消費者、国家の代表者から平等に選出されたが、消費者の代表者は、大部分が石炭消費産業の代表者であったから、結果的には、経営者の利害が大きな位置をしめることになった。さらに、労働者の権限についていえば、経営指導者の任免権は、労働者には与えられていないのであるから、せいぜい経営にかんする共同決定権をもつということにとどまったのである。こうして、階級的視点は稀薄になり、それにかわって、「全社会の利益」なる観点が指導理念となったのであるが、このことは、資本家階級にとっては、好都合なことであった。

第2に、生産の復活が社会化の前提とされている点である。社会民主党の画いていた資本主義から社会主義への移行は、非常に進化論的なものであった。生産力の高度の発展を土台にした自然必然的移行がそれである。ドイツの現状に照らしていえば、まず混乱し沈滞した戦時経済から秩序だった平和経済へ移行し、そののちにはじめて社会主義化が可能になるというのである<sup>50)</sup>。社会民主党の指導下で発足した社会化委員会もこうした立場に立っており、生産の復活を社会化の第1の前提条件と考えたのであった。この点で、社会化委員会の社会化案は、労働者階級の要求した社会化とは正反対のものだといってよい。なぜなら、後者においては、生産を復活し、生活を飢餓から守るためにこそ、生産手段を社会的所有に移すことが不可欠であると考えられているのにたいして、前者においては、それはあらゆる条件が整ったのちに徐々に着手すべきものと考えられているからである。生産の復活を第1の任務と考えるかぎり、ストライキやその他の大衆行動は生産の復活を妨げるものとして斥けられる。そして、この点では資本家階級と共通の意見をもつことになり、階級的視点は稀薄になったのであった。レーニンは、こういう思考を厳しく批判してつぎのように述べている。「荒廃した国における第1の任務は、勤労者を救うことである。全人類の第1の生産力は労働者であり、勤労者である。もし労働者が生きのこるなら、われわれはすべてを救い、復活させるであろう。……労働者を救うす

50) K. Kautsky, *Sozialdemokratische Bemerkungen zur Übergangswirtschaft*, 1919, S. 164.

べを知らなければ、われわれは滅びるであろう。』<sup>51)</sup>

第3に、まえの2点と関連して、社会主義が労働者階級の解放としてよりも、むしろ経済効果の側面から語られていることである。経済効果の側面から社会主義が説かれるばあいには、ドイツ革命が社会主義革命として完成されるべき必然性は稀薄になる。社会主義革命は、それが根本的な社会変革であるかぎり、たとえ一時的なものにせよ、経済的、政治的混乱を伴わざるをえない。したがって、当面の経済効果を重視し、混乱を避けようとするれば、社会主義的変革よりは、現存秩序の枠内での漸進的改良に関心が向けられることになるのは当然だといえよう。かくして、「社会主義の原則によって決定される社会化」は、いとも容易にシンジケート化に変質してゆくことになるのである。

以上述べてきた、社会化委員会の「暫定報告」に含まれていた問題点は、3月に制定された法律においていっそうあらわになり、〈社会主義化する〉という意味での社会化は、完全に姿を消すことになるのである。

51) V. I. レーニン, 校外教育第1回全ロシア大会, 「レーニン全集」第29巻, 363ページ。